

2010年09月24日

難燃剤ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD) に関するお願い

日本難燃剤協会に所属する
HBCD の製造、輸入社一同

臭素系難燃剤HBCDは、土木・住宅用発泡ポリスチレンやカーテンなどの繊維製品のように非常に燃えやすい素材を効率よく難燃処理できるため、安定した需要があります。しかし、高蓄積、難分解のために2004年9月に「第一種監視化学物質」に指定されました。

日本難燃剤協会に加盟するHBCDの製造社・輸入社は継続的な生産・輸入・使用を行うために、長年にわたり自主的に、環境中への暴露の管理・削減および独自のモニタリング調査を行い、リスク管理活動に取り組んできました。さらに、リスク管理を徹底するためにサプライチェーン全体を巻き込んだVECAP (Voluntary Emission Control Action Programme) 活動として製造・輸入者だけでなく、関連企業や団体など全員でリスク管理活動に取り組んできました。

この難燃剤HBCDに関して、2010年9月3日に開催されました平成22年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 化学物質審議会第2回安全対策部会 第102回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(経済産業省、環境省、厚生労働省による3省合同の化学物質に関する安全対策審議会)において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に基づき調査指示の実施が適切かどうか審議され、国による有害性の予備試験の結果等を判断し、製造及び輸入事業者に対する「有害性調査指示」*1の発動が妥当と審決されました。

又、2010年9月17日に開催されました平成22年度第6回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 化学物質審議会第98回審査部会 第102回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(経済産業省、環境省、厚生労働省による化学物質に関する合同審議会)において、対象となる披検物質を我々が製造しているHBCD(を代表する異性体構成比)とし、具体的な項目は『鳥類の繁殖に及ぼす影響の調査』と決定されました。

日本難燃剤協会傘下のHBCD製造、輸入の関連企業は；

- 1) 法令を遵守して、取り組む考えです。
- 2) 過去25年以上にわたり市場で重要な難燃剤として使い続けられてきた事、欧

州におけるリスクアセスメントでも緊急に使用停止すべき有害性は無いとされた事、日本においても人健康に付いては長期毒性の疑いが無い旨判定されている事、並びにユーザー業界で全面的に代替できる難燃剤が無い事から、既存の顧客への供給は続けて行きます。

- 3) 今回調査指示が出された事により、今後の用途拡大を防ぐ為に HBCD を新規用途へ供給しません。

尚、製造・輸入の関連企業は、この有害性調査指示を受けて連携して調査機関への試験を依頼し、その結果を国に報告する予定です。その調査には相当額の費用負担が発生します。

参照 * 1

化審法における「有害性調査指示」は、国が当該化学物質の製造・輸入事業者に対して当該化学物質が継続的に摂取される場合における、人の健康又は高次捕食動物の生息若しくは生育に及ぼす影響について調査を指示するものです。調査指示によって即時使用禁止されるものではありませんが、その調査結果によっては「第一種特定化学物質」に指定される事もあり、その場合は製造及び輸入が禁止される事になります。

有害性調査の指示がでますと、製造・輸入企業は試験研究機関に有害性調査指示における調査（試験）項目を依頼します。試験項目にもよりますが、この調査（試験）の実施はおよそ1年間を要すると想定されます。試験結果をもとに3省による審議会が行われ、判定が下されることとなります。審議会で、第一種特定化学物質と判定された場合には、原則製造・輸入・使用が禁止される事になります。